

議案第 6 1 号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 1 条の 6 関係）		別表第 1（第 1 条の 6 関係）	
1 園路及び 広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚	1 園路及び 広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令第 2 1 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚

	障害者誘導用ブロック」 という。) 其他の高齡 者、障害者等の転落を防 止するための設備が設け られていること。 (7) 〔略〕		障害者誘導用ブロック」 という。) 其他の高齡 者、障害者等の転落を防 止するための設備が設け られていること。 (7) 〔略〕
2 ～ 8	〔略〕	2 ～ 8	〔略〕

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。